

平成 22 年度

指定管理者等監査報告書

豊前市老人福祉センター

指定管理者

【 汐湯の里管理組合 】

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

豊前市老人福祉センター指定管理者【 汐湯の里管理組合 】
所管課 福祉課

2. 監査の範囲

平成18年度～平成21年度 委託管理運営事務

3. 監査の期間

平成22年9月13日 ～ 平成22年10月12日

4. 監査の方法

福祉課から提出された豊前市老人福祉センターの管理に関する協定書等書類に基づいて、関係職員から実情を聴取し、施設管理業務の執行が協定書又は法令等の定めるところに基づいて適正に執行されているかを主眼として、所管課の監査を実施した。

豊前市老人福祉センターから提出された過去4年間（平成18年度～平成21年度）の汐湯の里運営組合通常総会資料及び組合規約、諸規程等の整備、執行状況について関係職員から実情を聴取し、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

第2 監査の結果

豊前市老人福祉センターの指定管理者である汐湯の里管理組合に対して公の施設の管理に係る平成18年度～平成21年度における出納その他の事務の執行状況及び所管課の指導状況等についての監査結果は、下記の指摘事項及び検討・改善等を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、検討・改善等を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

記

福祉課（所管課）について

豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第2号では、指定管理者に公の施設の目的外使用について市の行政処分権限の代行は出来ないとなっているが、施設の一部に自主業務と思われる施設の一部利用許可事例が見受けられた。

管理に関する協定書(基本協定)第12条では、毎年度豊前市が指定する期日までに業務計画書を提出し、豊前市の確認を得なければならないとなっている。また、第13条では、毎年度終了後60日以内に業務に関し、業務報告書を豊前市に提出しなければならないようになっているが、協定書に基づく報告書等が提出されていない。

管理に関する協定書(基本協定)第24条第2項では、管理者は、食の自立支援事業(配食サービス事業)を実施する場合は、豊前市に対して業務計画を提出し、事前に豊前市の承諾を受けなければならない。その際、豊前市と管理者は必要に応じて協議を行うものとするとなっているが、計画書の提出や事前協議の形跡がない。

所管課による指定管理者に対する指導監督と業務内容の把握は、適正に行われていないので、今後は条例及び協定書に則って適正かつ効果的に業務が履行されているか把握し、指導監督するよう強く要望する。

また、業務実態状況、施設の管理状況、経費の収支状況等の確認を的確に行い、監督所管課として責任ある管理と指導を行うとともに、今後は指定管理者との連携を密にして、サービスの向上に努められたい。

豊前市老人福祉センターについて

施設の使用許可について

指定管理者における施設管理業務の実施にあたっては、豊前市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例、同施行規則、基本協定及び業務仕様書に基づいて行われるが、施設の使用許可については、条例に基づいた利用の手続きが取られていない。所定の様式による事務処理を適正に執行されたい。

施設の運営に関すること

職員の雇用及び役員の報酬等に関し、名簿及び関係規程の整備がされていないので、早急に改善されるよう努められたい。また、職員に対しては必要研修を実施するよう努められたい。

経理及び文書管理については、経理に関する規程及び文書類の保管期間の規程を整備し、適正に保管されるように努められたい。

施設の管理全般について

豊前市老人福祉センター指定管理者管理業務仕様書では、非常災害、事故等の緊急事態発生時に備えて具体的な対応マニュアルを作成し緊急時の連絡先等をあらかじめ市に報告することとなっているが、整備されていない。また避難・救助その他必要な訓練を定期的実施することとなっているので、整備及び改善されたい。

施設の安全管理及び衛生管理については、施設の利用者が高齢者であるので、福岡県公衆浴場法施行条例、福岡県食品衛生法施行条例及び消防法を遵守し、利用者の安心・安全に万全を期した施設管理にあたられるよう努められたい。また定期的な点検に努め、点検結果については、随時市に報告するよう改善されたい。

備品管理について

豊前市老人福祉センター指定管理者管理業務仕様書では、「指定管理者は、市の所有に属する物品については、豊前市財務規則に基づき管理を行うものとする。また、指定管理者は同規則に定められた備品台帳を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならない。」とされているが、指定管理者が購入した備品について市への報告等がなされてなかったため、適正な備品管理を行うように改善されたい。

以上

汐湯の里管理組合

1. 施設の概要

名 称	豊前市老人福祉センター
所 在 地	豊前市大字八屋322番地50
施設規模	鉄筋コンクリート造り平屋建て
施設内容	集会所・健康相談室・生活相談室・機能回復室・浴室 厨房・機械室及び敷地内の外構及び植栽等

2. 設置目的

老人福祉の増進を図るために設置

3. 所管部署

豊前市役所福祉課

4. 指定管理者の指定の事務手続

指定管理者の指定根拠法令等

地方自治法第244条の2第3項

豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項

指定管理者候補者の選定及び決定

施設の設置目的、性格及び規模等から、特定の団体によって管理することが効率的で設置目的を効果的に達成できると判断し、公募によらず特定の団体を指定管理者として選定し、書類審査を行ったうえで指定管理者候補を決定している。

指定管理者の指定に係る市議会の議決日

平成18年3月22日

平成21年3月17日

基本協定締結日

平成21年4月1日

平成22年5月24日（変更協定）

5. 指定管理者の主な業務範囲

主な業務範囲

- ・施設等の利用の許可及び許可の取り消し等に関すること
- ・老人の各種相談に関すること
- ・老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーションの総合的便宜の供与に関すること
- ・その他老人福祉の増進のために必要な事業に関すること
- ・施設の維持管理に関すること
- ・利用料金の収納に関すること
- ・センターの運営に関し市長が必要と認めること

管理状況

- ・職員 12 名で管理運営
- ・指定管理料 8,500,000 円〔年度協定締結日：平成 21 年 4 月 1 日〕

老人福祉センター事業実績

(単位：円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
老人福祉センター管理委託料	8,500,000	8,500,000	8,500,000	8,500,000
食の自立支援事業委託料 (配食サービス)	7,554,400	7,534,750	6,373,050	8,121,350
高齢者温泉等入浴助成金	2,242,300	2,412,750	2,543,850	2,607,450
訪問型介護予防事業委託料 (配食サービス)	4,925,600	4,267,550	4,551,550	3,607,800
合 計	23,222,300	22,715,050	21,968,450	22,836,600

施設の利用状況

年度別入浴者集計表

	市内(150 円) 人	市外(200 円) 人	入浴券(150) 人	金額 円	総人数 人	一日当たり 人/1 日
平成 18 年度	21,228	7,484	16,282	7,123,300	44,994	123
平成 19 年度	20,431	7,486	16,085	6,974,600	44,002	121
平成 20 年度	20,865	7,980	16,959	7,269,600	45,804	125
平成 21 年度	20,326	7,795	17,383	7,215,350	45,504	125

年度別配食弁当数集計

	補助対象(350 円) 人	補助対象外(500 円) 人	金額 円	総人数 人	一日当たり 人/1 日
平成 18 年度	27,821	7,572	13,523,350	35,393	97
平成 19 年度	33,386	2,724	13,047,100	36,110	99
平成 20 年度	30,916	3,923	12,782,100	34,839	95
平成 21 年度	33,197	4,428	13,832,950	37,625	103